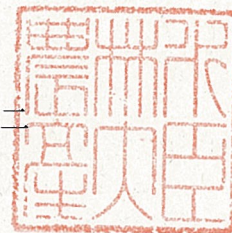




29 消安第 1407 号
平成 29 年 6 月 13 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 山本 有二



飼料添加物の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料添加物の基準及び規格を下記のとおり改正することについて、同法第 59 条第 1 項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和 51 年農林省第 35 号)別表第 2 中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の(112)サリノマイシンナトリウムのサリノマイシンナトリウム(その 2)の「ア 製造用原体(その 1)」の「(ア) 成分規格」及び「(イ) 製造の方法の基準」について、軽質無水ケイ酸の他にケイ酸及び無水ケイ酸を使用できるようにするとともに、それらの添加上限を変更し、成分規格のうち強熱残分及び粗脂肪の値を変更すること。